

公売手続きの流れ

令和2年2月12日(水)
午後0時05分～午後0時20分

入札参加の受付(必要書類提出)
※午後0時05分開場、0時10分頃から事務説明を行います。

令和2年2月12日(水)
午後0時15分～0時25分

入 札

令和2年2月12日(水)
午後0時30分

開 札

- ・最高価申込者の決定
- ・次順位申込者の決定

令和2年2月12日(水)
午後0時35分

売 却 決 定

令和2年2月12日(水)
午後1時

買受代金納付期限

- ・権利移転手続き、必要書類等の提出

令和2年2月12日(水)
午後3時

車両搬出期限

権 利 移 転

入札参加の心得 (各共通財産の留意事項)

1. 公売の条件や公売財産の概要については、南城市役所の掲示場に掲示する「公売公告」で確認してください。
2. いかなる理由があっても、引き渡した財産の返品・交換はできません。
入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認した上で入札してください。
3. 入札時には、以下の点にご注意ください。
 - (1) 印章（スタンプ式のもの不可）
個人が入札する場合は本人の印章を、法人の場合は代表者の印章を、代理人が入札手続きを行う場合は代理人の印章を捺印してください。
 - (2) 委任状（代理人が入札する場合に限る）
公売広報8ページに掲示する様式で作成し、入札時に提出してください。
4. 本誌に掲載されている公売財産は、公売を中止する場合がありますので、入札前に中止の有無をお問い合わせください。
5. その他、入札の手続き等の詳細については、「公売のしおり」をご覧ください。

公売のしおり

1 公売参加資格・買受人の制限

公売は、原則どなたでも参加することができます。

ただし、次に該当する者は、公売財産を買い受けることができません。

- (1) 買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売参加者の制限（国税徴収法第108条第1項）等、法令の規定により買受人となることができない者。

国税徴収法第92条関係として、例えば滞納者や税務職員等は、公売に参加することができません。

同法第108条第1項関係として、公売への参加等を妨害した者、不正連合した者、偽りの名義で入札した者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等は、公売参加を制限される場合があります。

- (3) 南城市暴力団排除条例に規定する次に該当するもの。

なお、入札時に「暴力団ではないことの誓約書」を提出してもらいます。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員。

ウ 暴力団員と密接な関係を有するもの。

2 入札

- (1) 入札希望者は、あらかじめ受付を済ませて公売財産を確認したうえで入札してください。
- (2) 受付時間は、午後0時05分から午後0時20分（入札終了時間5分前）までとなります。
- (3) 入札時間は、午後0時15分から午後0時25分までとなり「**時間厳守**」です。
- (4) 物件の引渡しは、代金納付時の現況有姿で行います。
- (5) 公売物件については、未使用品も含めすべて現状での中古品扱いで、保証はございません。また、いかなる理由があっても、引き渡した財産の返品・交換はできません。
- (6) 未成年者は入札できません。
- (7) 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状（法人の場合は登記事項証明書等添付）を受付時に提出してください。
- (8) 入札者は、公売当日に受付で交付される所定の入札書により、品番ごとに入札してください。
- (9) 入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。
- (10) 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更または取り消しすることはできません。
- (11) 同一人が、同一の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出した場合は、その入札書はいずれも無効となります。
- (12) 郵送での入札は、受け入れていませんのでご注意ください。

3 開札の方法

開札は、令和2年2月12日（水）午後0時30分に行います。

開札は、開札の場所において入札者の面前で行います。ただし、入札者またはその代理人が開札の場所にいないとき、あるいは開札の立ち会いを希望しないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

4 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行います。

5 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を期日入札によりその場でおこないます。

(1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

(2) 追加入札の価額が同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

(3) 追加入札をすべき者の追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

6 再度入札

開札の結果、入札者がいないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行うことがあります。

7 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に最高価申込者に対して行います。

また、売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって行います。

(消費税法等で課税対象となるものについても、見積価額・入札価額・売却決定金額に消費税及び地方消費税相当額が含まれています。)

8 買受代金の納付

買受人は、売却決定後、公売公告に記載した納付期限までに買受代金の全額を現金により売却決定の場所で納付してください。

9 売却決定後の引取条件

(1) 車両及び装置は代金納付時の現況により引き渡します。

(2) 買受代金納付期限日の午後3時までに、保管場所から搬出すること。

(3) 執行機関は、公売物件の輸送などは行いません。

10 買受代金納付の効果（権利移転・危険負担の移転の時期）

公売財産の権利移転の時期及び権利移転に伴う危険負担の時期は、売却決定後、買受人が買受代金の全額を納付したときです。

ただし、公売財産の買受人として一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない場合は、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。

なお、買受代金納付後に生じた財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

1 1 権利移転等の手続き

車両等の権利移転の手続きについては、買受人ご自身で行ってください。権利移転等に伴う費用は、買受人の負担となります。権利移転手続き後は、南城市税務課まで報告してください。

1 2 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取消します。

- (1) 買受代金の納付前に、滞納税の完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき
- (3) 国税徴収法第 108 条第 2 項の規定が適用されたとき

1 3 買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に滞納処分の続行の停止があった場合は、その停止されている間、最高価申込者、次順位買受申込者は、入札または買受を取り消すことができます。

【財産の留意事項】

公売は、現況有姿により行います。次の留意事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。

- 1 公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、執行機関は担保責任を負いません。
あらかじめその現況（車両の状況等）をご自身で確認の上、入札してください。
- 2 法令等の規定により入札等の手続きが中止（換価制限）となる場合があります。
- 3 落札後の権利移転に伴う費用（権利移転登録に係る登録手数料、登記嘱託書等の郵送料等）は、買受人の負担となります。